

- ① 1 年以上連絡が取れず、行方不明
- ② 母の国籍はタイで旅券等公的書類で確認している
- 5 子どもの父について
 - ① 父について情報が無い
 - ② 父の国籍は不明
- 6 子どもの母と父との関係
 - ① 母と父の婚姻外に出生した
 - ② 父は子どもを認知していない
- 7 子どもが国籍を有さない又は有することが確認できない理由は父の情報が無いため
- 8 子どもの国籍取得のために、入国管理局へ出入（帰）国及び外国人登録記録等に関する照会・出生届の届出を行なった、施設長が出生届を行い受理された
- 9 国籍取得のため、タイ総領事館への働きかけを行ったが、領事館への届出は施設長からできないようである、また国籍が取得できるに足る公的書類が無い、現在の法制度では国籍が取得できないまま大人になり、不利益を被ることになり問題である

ケース 3

- 1 児童養護施設入所
- 2 子どもの基本的属性

① 入所・委託理由	家出・失踪
② 性別	男
③ 年齢	9 歳
④ 外国人登録	済み（国籍 フィリピン）
⑤ 在留資格	在留資格欄に斜線が引かれていた 最近在留資格が取れた
- 3 子どもは出生証明書等で日本国内で出生したことが確認できる
- 4 子どもの母について
 - ① 母は死亡
 - ② 母の国籍はフィリピンで旅券等公的書類で確認している
- 5 子どもの父 について
 - ① 父は行方不明である
 - ② 父の国籍は不明
- 6 子どもの母と父との関係
 - ① 母と父の婚姻外に出生した
 - ② 父は子どもを認知していない
- 7 子どもが国籍を有さない又は有することが確認できない理由は父の情報が無いため
- 8 子どもの国籍取得のために、「子どもの里」というネットワークの応援や入管の手続の援助を行った、その結果、在留許可を得られた
- 9 母病弱の上、手元で育てている子に手一杯で、施設に面会に来ず、一時連絡もとれなくなったこともある、また親が色々な関係機関に言うことが違ったり、隠し事があったりして時に機関の対応がチグハグになった、しかしネットワーク会議で意思確認をしたて手

続を進めた

ケース 4

- 1 乳児院入所
- 2 子どもの基本的属性
 - ①入所・委託理由 就労
 - ②性別 男
 - ③年齢 2 歳
 - ④外国人登録 済み（国籍 無国籍）
 - ⑤在留資格 在留資格欄が空欄
- 3 子どもは出生証明書等で日本国内で出生したことが確認できる
- 4 子どもの母について
 - ①母とはこちらから連絡が取れる
 - ②母の国籍はフィリピン
- 5 子どもの父 について
 - ①父は行方不明である
 - ②父の国籍は日本
- 6 子どもの母と父との関係
 - ①母と父の婚姻外に出生した
 - ②父は子どもを出生後認知している（父の戸籍で確認）
- 7 子どもが国籍を有さないことは外国人登録で確認
- 8 子どもの在留資格取得のために、母に入管に行くよう指導
- 9 母はオーバーステイのため逮捕・強制送還を恐れて入管に行かない、母子関係は安定しているので、国籍の問題が解決しないが、母を追いつめないようにしている

ケース 5

- 1 乳児院入所
- 2 子どもの基本的属性
 - ①入所・委託理由 父母就労
 - ②性別 男
 - ③年齢 1 歳 1 1 ヶ月
 - ④外国人登録 済み（国籍 無国籍）
 - ⑤在留資格 空欄となっている
- 3 子どもは日本国内で出生したことは母子手帳で確認できる
- 4 子どもの母について
 - ①子どもの母は行方不明
 - ②母の国籍はフィリピン
- 5 子どもの父 について
 - ①子どもの父は行方不明
 - ②子どもの父の国籍はフィリピン

6 子どもの母と父との関係

- ①母と父の婚姻外に出生した
- ②父は子どもを認知していない

7 子どもが国籍を有さない又は有することが確認できない理由は父母ともにオーバーステイでパスポート紛失している

8 子どもの国籍取得のために、キリスト教関係の援助組織を紹介した

ケース6

1 児童養護施設入所

2 子どもの基本的属性

- | | |
|----------|-------|
| ①入所・委託理由 | 母子浮浪 |
| ②性別 | 男 |
| ③年齢 | 6歳 |
| ④外国人登録 | していない |
| ⑤在留資格 | なし |

3 子どもは出生証明書等の書類で出生証明書等では確認できないが日本国内で出生したと聞いている

4 子どもの母について

- ①母とはこちらから連絡が取れる
- ②母の国籍はタイだが公的書類で確認していない

5 子どもの父について

- ①父は行方不明である
- ②子どもの父の国籍は日本

6 子どもの母と父との関係

- ①母と父の婚姻外に出生した
- ②父は子どもを認知届出の効力を有する出生届がなされている

7 母が強制送還を恐れて、出生届を出さない、母子ともに外国人登録なし

8 母を説得し、とりあえず外国人登録を作るよう助言したが、母は強制送還を恐れて助言に従わない、また余り本当のことを言おうとしない

ケース7

1 乳児院入所

2 子どもの基本的属性

- | | |
|----------|--------------|
| ①入所・委託理由 | 就労 |
| ②性別 | 男 |
| ③年齢 | 4歳 |
| ④外国人登録 | 済み(国籍 フィリピン) |
| ⑤在留資格 | 在留資格欄は空欄 |

3 子どもは出生証明書等で日本国内で出生したことが確認できる

4 子どもの母について

- ①母とはこちらから連絡が取れる
- ②母の国籍はフィリピンで旅券等公的書類で確認している
- 5 子どもの父 について
 - ①父は行方不明（フィリピンへ強制送還された）
 - ②父の国籍はフィリピンだが公的書類で確認していない
- 6 子どもの母と父との関係
 - ①母と父の婚姻外に出生した
 - ②父は子どもを認知していない
- 7 外国人登録には、国籍フィリピンとあるが、在留資格なし
- 8 子どもの国籍取得のために、キリスト教会の援助があり、相談を続けているが、今のところ国籍取得の方法がない
- 9 親子の関係は良好であり、現在、母親に引き取られた、なんとか国籍取得を認める方法がないものかと感じる

ケース 8

- 1 児童養護施設入所
- 2 子どもの基本的属性

①入所・委託理由	家族環境（母の精神病による養育困難）
②性別	男
③年齢	9歳5ヶ月
④外国人登録	済み（国籍 韓国）
⑤在留資格	在留資格欄は空欄となっている
- 3 子どもは出生証明書等で日本国内で出生したことが確認できる
- 4 子どもの母について
 - ①母とはこちらから連絡が取れる
 - ②母の国籍は韓国だが旅券等公的書類で確認していない
- 5 子どもの父 について
 - ①父についての情報がない
 - ②父の国籍は不明
- 6 子どもの母と父との関係
 - ①母と父の婚姻外に出生した
 - ②父は子どもを認知していない
- 7 子どもが国籍を有さない又は有することが確認できない理由は韓国（領事館）に届出をしていないから
- 8 子どもの国籍取得のために、母に届けるよう助言したが、母は動いていない
- 9 母は精神病であり、生活保護を受け、安定した生活を送っている、本児の面会には、定期的に来ている、戸籍については、外登に国籍記載があり、児相として、それ以上のことに積極的に取り組めていない

ケース 9

1 里親委託

2 子どもの基本的属性

- | | |
|----------|----------------|
| ①入所・委託理由 | 家族環境 |
| ②性別 | 女 |
| ③年齢 | 4歳 |
| ④外国人登録 | 済み（国籍 中国籍） |
| ⑤在留資格 | 在留資格欄は空欄となっている |

3 子どもは出生証明書等で日本国内で出生したことが確認できる

4 子どもの母について

- ①母とはこちらからはとれないが母から連絡してくる
- ②母の国籍は中国で旅券等公的書類で確認している

5 子どもの父 について

- ①父は行方不明である
- ②子どもの父の国籍は中国だが公的書類で確認していない

6 子どもの母と父との関係

- ①母と父の婚姻外に出生した
- ②父は子どもを認知していない

7 子どもが国籍を有さない理由は母がオーバーステイのため、中国本国に届出をしていないため

8 子どもが国籍取得のために、日本人夫婦との特別養子縁組を成立させた（家裁は電話で母の意見を確認して、特別養子をした）、現在は帰化申請準備中

9 帰化申請のための必要書類に子どもの戸籍があり、戸籍がないため困っている、中国政府から、その人が中国籍でないとの証明をもらう方法をとっている、実母はオーバーステイが発覚することを恐れている。

5. 有識者へのヒアリング（庄司順一氏・瀧口桂子氏）

☆ 話をうかがった人 庄司順一（青山学院大学教授）

☆ インタビュアー 松原康雄（明治学院大学教授）

1. 乳児院の社会的位置づけに関するご意見

松原 乳幼児の社会的養護に関わる乳児院の有識者として庄司先生にお話しをおうかがいしたいと思います。柱としては4つ用意しましたが、行ったり来たりしながら、あるいは5本目、6本目が出て来るかもしれませんので自由に話していただきたいと思います。

まず最初に、「乳児院の社会的位置づけに関するご意見」を用意しました。現状では、里親、乳児院、児童養護施設が社会的養護として準備されていますが、この中で、乳児院の意味合い、課題についてお話してください。

庄司 歴史的に見ると社会的養護は孤児院として始まっていますが、孤児院から児童養護施設という流れと、医療あるいは病気の子どもへの対応という流れの2つの流れが合体したところに現在の乳児院があります。乳児院・児童養護施設区別なく孤児院として子どもを預かっていたところもあるし、医者が率先して作ったところもあります。乳児院は単に児童養護施設の低年齢版とはいえない部分があると思います。

松原 今回私たちが行なった同一法人で同一敷地内にある乳児院・児童養護施設のヒアリング調査では、いまおっしゃった2番目の医療からの流れによる施設は対象には入っていませんでした。2番目の流れについてもう少し詳しくお話してください。

庄司 乳児院がスタートした時点において、ある意味では病院院みたいなところが既にありました。病気の子どもが多かったですし、生後数日の新生児から預かるので、乳児院には看護婦は位置づけられていましたが、保母は位置づけられていませんでした。それから、特に戦後のホスピタリズムでは子どもが死んでしまいやすいということもありました。

松原 最近の乳児院の調査などを見ていますと、名前も聞いたことないような病気群がたくさん出てきます。子どもの病気というのは多様化していると考えて良いのでしょうか。

庄司 どうでしょうか。病気自体が多様化しているかどうか分かりませんが、希な疾患をもった子どもを受けている場合がある。日赤医療センター附属乳児院が創設された時も重症心身障害児を預かっていました。乳児院の1つの専門性につながってくると思いますが、乳児院では、保育看護ということが養育の柱になっています。病虚弱児、障害児といった子どもの養育が、乳児院に求められる意義の1つになってくると考えます。

松原 それに関しては、障害児施設が乳幼児へと年齢を低くしていくことも考えられますが、乳児院の専門性ということからも意味があることなのではないでしょうか。

庄司 乳児院に入る子どもは、障害児施設に入る子どもとは社会背景が異なるように思います。家庭に帰れる見通しのある年長の子どもは障害児施設で受けてもらえますが、現状では3歳以下の子どもは障害児施設では受けないということもあります。

松原 2つの流れが1つの「乳児院」という名前で存在していることについてはどのようにお考えですか。

庄司 現実がそうであるからとしか言えないかな・・・。

松原 前者の流れで来た施設も医療を相当手厚くしないとならないと考えていいのでしょうか。児童相談所が養護型と医療型で分けて措置をしている可能性もありますか。

庄司 ある施設では医療型という性格がはっきりしているといえるでしょう。

松原 それはそれで「乳児院」という名のもとに置いておいて良いと考えていらっしゃいますか。

庄司 どうなんでしょうか。今後についてはわかりませんね。それよりも、健常児であっても新生児もいます。1歳未満の子どもの世話は歩ける子どもの場合と違います。

松原 ある程度医療職がないと出来ないのでしょうか。

庄司 看護婦の配置は必要でしょう。医師が必要な時にはきちんと来てくれる体制も必要です。

松原 まあ、前者の養護型の施設であっても昔は結核の子どももいましたし、病気の名称は付いていないにしろ「育ち」の問題だとか、キャッチアップしていかなければならないことも多いのでしょうか。

看護婦の割合はあの程度なのでしょうか。

庄司 看護婦が何を行なっているかは施設によって違いがあります。看護婦が多いところではローテーションに入って保育士とほとんど同じことをやっています。少ないところでは看護業務に限られがちです。私自身は、保育者をもっと増やすべきと考えています。

松原 それは、かつてのような子どもの養育に習熟した女子ということではなくて、男性の保育士も含めて保育者ということですね。

庄司 そうです。私は、乳児保育が理論的な面でまだ不十分だと考えます。保育所の乳児保育についてですが。保育看護と言われますが、保育士も看護つまり病気に関する知識が必要となります。看護婦も保育の知識が必要です。ただ、看護婦に伝えるべきいかなる知識を保育士は持っているのでしょうか。その点が弱いと思います。だから、保育士がもっと入った方が、身体の世話だけでなく、教育的な面が強くなると思いますし、そうしたことが必要なのではないのでしょうか。

松原 保育所の保育指針を読んでいると、乳児院でも母子生活支援施設でも児童養護施設でもこれを参考にしよう書いてあって、年齢別にいちおう区分されていますが、3～4歳児に比べるとまだ不十分ということなのではないのでしょうか。

庄司 記述自体はいいと思うのですが、子どもと関わる時には何が必要なのかを考えると、一般的な知識だけではなく、子どもの心の理解も必要となってきます。それをどう捉えるかについては、言葉を発する子どもについてはいままでの集積があります。だけど、乳児についてはまだ不十分かなと思います。

松原 十分に表現できない子どもに対するアドボケートがよく言われています。保育士が子どもの状態を見ながらアドボケートしていくという可能性も考えていいのでしょうか。

庄司 そうです。

松原 言葉を発しない中でニーズを相対的にアドボケートしていくことは大変なことなのではないでしょうか。

庄司 逆にいえば、児童養護施設にいる子どもに対しては権利擁護という点で意見を聴くことが行なわれていますが、もっと低年齢の子どもに対してはどのようにしてそうしたこ

とを行なっていくか、その方法論を考えるべきだと思います。高校生や中学生の意見を聴くことは重要なことだけれども、やり方は簡単なことです。だけど、乳幼児の権利擁護をどうするかは難しい。

松原 以上をまとめると、乳児院の社会的意義ということで、2つの流れがあって現実としては、養護型のものと医療型のものがあるということでした。

庄司 私は0歳児のケアと1歳のケアでは質が違うと思います。

松原 とすると、0歳児で親子分離をせざるをえない状況にあれば、乳児院は相当の専門性を果たしていると考えて良いわけですね。

庄司 そうですね。

2. 措置制度とパーマネンシーに関するご意見

松原 次に2番目の点にいきたいと思います。現行では年齢が来ると、障害の程度などで若干のズレがあったり、また、2歳児といっても2歳の誕生日に律義に切っている自治体もあれば年度末に考えている自治体もあるなど様々ではありますが、措置変更が行なわれています。一般的には措置変更には色々と問題が多いと言われています。この点について、どのようにお考えですか。

庄司 その前に、パーマネンシーとは何かという問題もありますし、措置変更に至るまでの、乳児院にいる間の問題もあるかと思います。

松原 家族の再統合という問題もあります。

庄司 それから、家族のもとに帰れない子どももいます。乳児院では担当保育制という保育のやり方を昭和36年頃から行なっていて、そのことについては大きな意義があると思います。

松原 十分に担当制ができているところと、年齢が変わると保育者が代わってしまうところ、ローテーションのところなど色々あります。

庄司 担当保育制は保育看護と並ぶ乳児院の柱ですが、「担当制」といっても施設によって違います。それでも、入所してから退所するまで同じ保育者が担当する施設は少しずつ増えているのではないのでしょうか。

松原 そういう意味では保育士の個別的な関わりは大きいと思うのですが、ヒアリングをして驚いたのは、夏休みの帰省や休日の外出では担当保育士が子どもを連れていくのですが、自分の休暇として行なっていて勤務にはなっていないことがありました。

庄司 勤務はすでにギリギリなので、その中で個別の時間を持つことは無理なのではないのでしょうか。空いている時間で、ということにならざるをえないと思います。ただ、それは大きな問題で、それくらいしないと発達の保障はできないということもあると思います。

松原 そういことであれば、人数が多くなってローテーションを複雑にするよりも、一緒に帰省することも勤務に含めた方がいいように思います。一方で、勤務外でやるからこそ意味があるのだという意見もあります。

庄司 時間外にボランティアとしてやれば、ある意味で適当に生活が圧迫されない程度で出来ますが、勤務となれば逆に連れて帰りづらい人もでてくるかもしれません。理屈からいえば全部勤務でということになるのかもしれませんが、現実的にはうまく動いている感

じがします。多分、乳児院で働いている人たちにはもっとしてあげたいという気持ちが強
いと思います。

松原 そうですね。その思いは何処へ行っても感じました。それが支えになっていると思
います。このような前提があった上で措置変更となるのですが、どうでしょうか。

庄司 措置変更は社会的養護の一番の問題ではないでしょうか。

松原 年齢幅をもう少し上げて措置変更にした方が良いという意見と（その間に親元に帰
れる可能性もある）、新生児を除いて1歳くらいで早めに一定の施設で生活する方が良いと
いう意見があります。

庄司 原則としては措置変更は無い方がいいでしょう。

松原 仮に新生児で入っても、家庭にかえすことが不可能ならば、同一施設で見ればい
いのでしょうか。

庄司 ただ、乳児院側から言えば、児童養護施設が良い養育環境にあればという前提がつ
くでしょう。児童養護施設も、高校生、中学生と同じ部屋に低年齢の子どもが入ることの
適・不適を検討しなくてはなりません。ごく大雑把に一般論を言えば、措置変更がない方
が良い。措置変更するならば、出来たら生後半年未満、ギリギリで1歳でしょう。あるい
は、3歳か4歳過ぎになるでしょう。1歳から2歳半くらいまでが分離不安が最も強い
ので、そうした時期は避けた方が良いと考えます。6か月で措置変更するにしても、愛着関
係は相互的なので、赤ちゃんのときから見ていての方が保育者にとっても良いと思います。
3歳4歳になれば、措置変更の時子どもが泣いたとしても1歳児2歳児ほどには激しくな
いし、自分に移らざるをえない状況はある程度は理解できると思います。

松原 そうすると、現在は一番まずい時期に措置変更をしているわけですね。

庄司 そうです。措置変更するならば、県によっては2歳の誕生日で子どもを突然移すな
んてことがまだ行なわれているようですが、もう少し柔軟に行なっていく必要があると思
います。現実的な対応としては、乳児院の方を少し延長することになるのでしょうか。乳児
院に入る年齢が1歳ちょっとくらいであってその後もずっと施設で暮らす子どもであれば、
乳児院ではなく児童養護施設に入れることも考えられます。1歳から3歳くらいまでの
ところは相互乗り入れ的に、どちらがよいか、先の見通しから判断できるのが望ましいと
思います。

松原 乳児院の側からすると、児童養護施設の社会的養護には課題があると考えますか。

庄司 私が知っているかぎりでは、幼児の部分が弱いかなと思います。

松原 人員的には幼児枠による加算はありますが。

庄司 3歳未満は1対2、3～6歳は1対4ですよね。また、乳児院に比べて、職員の異
動が早いのではないのでしょうか。児童養護施設では若い職員が多く、乳児院では基本とさ
れているようなことが知られていなかったりするように感じる場合があります。

松原 児童養護施設は一時期幼児が増えたので技術的な蓄積はされたはずですが、きちん
と継承されなかったのかもしれない。乳児院の技術的な蓄積に比べれば弱いのかもしま
せん。

庄司 児童養護施設だと、幼児といっても就学前が一括りだったりするので、2・3歳の子
どもよりも4・5歳の子どもが基準となっていて、そちらに引きずられてしまう点がある
のかなと感じています。

松原 (4番とも関わりますが) 児童養護施設では施設の小規模化が問題とされていますが、それは乳児院にも当てはまりますか。

庄司 そうです。ただ、定員は施設として変えがたい点もあります。定員は変わらないにしても、中の生活単位の小規模化は目指されるべきだと思います。でも、これは改築などがあるハードが変わらないと、なかなか変わり得ない。仙台、麻布乳児院、広島修道院などの実践もあり、小規模化は目指すべき方向として考えられています。

松原 スケールメリットを考えれば、総定員はそう簡単には落とせないところなのでしょう。

庄司 生活単位が小規模になることは、職員の勤務が難しくなるのではないかと思います。10人職員がいればローテーションで休暇を取ることもしやすいけれども、3人くらいしかいないとそれも難しい。

松原 病気もできなくなってしまう。

3. 乳幼児ホーム構想についてのご意見

松原 3番目になりますが、この前の児童福祉法改正の前に構想が出された「乳幼児ホーム構想」でいうと、就学年齢前後で措置変更となっていますので、先生がおっしゃった3・4歳児よりも延びるわけですが、そういうのが社会的養護の中で施設として新たな種別として位置づけることができるのでしょうか。乳児院が拡大してそうなるのか、児童養護施設のある部分がそうなるのか、様々な評価ができると思います。この点についてはいかがですか。

庄司 「将来構想－乳幼児ホーム構想－」となっていますが、1つの問題は「将来」とはいつのことなのかということで、どれくらい先を見通すのが大事なことだと思います。この構想をたてた時は将来というのはいつかはあまり明確ではなくて、現実をふまえたというかたちで、1つは乳幼児ホーム構想、もう1つは地域の子育て支援が2つの柱でした。乳幼児ホーム構想は、措置変更をいつにするのかという点が1番のポイントでした。3歳まではやっているところがあるのですが、4歳なのか、5歳なのかという点は十分に検討されていなかったと思います。要するに、現在のままでは適当ではないという点で一步進んだわけですが、現場の保育士の話聞いても、4歳まではいまのままでみれるだろうけれど、5歳、6歳はちょっと無理ではないかという意見もあります。今後検討すべき課題としては、絵を描いた、ではこれをどう実現するか、具体化するかを深く検討する必要があります。ただ、それも1つのきっちりした絵とするのか、地域や施設の状況で対応できるようにするのかということもあると思います。

松原 当時の構想としては、100余の全乳児院が移行しようとするものだったのか、1つのモデルとして乳幼児ホームがあっても良いというもの、どちらだったのでしょうか。

庄司 乳児院の一部ではなく、乳児院の全部が変わっていくものだったと思います。

松原 そうすると、子どもの運動スペースのようなハード面の問題もでてきますね。建て替えのことも考えると、近い近未来ということではないですね。

庄司 そうしなければいけないというのではなく、そういうこともできるよとしてあれば、段々に出来ていくということでしょう。

松原 そうなった時に、乳児院の警戒感として職員数の実質的な削減に繋がるのではないかという議論がある。今回の法改正でも年齢が延びたことについても2歳以上は1対2になって減っているという話もある。この点が乳幼児ホーム構想の乗り越えるべき課題だといえるが、その危険性は現状からすればありますよね。

庄司 ありますね。乳児院でみてもいいし、児童養護施設でみてもいいけれど、年齢に伴う職員配置基準が現行のままであるならば、年長児が多いほど乳児院は職員配置が少なくなるわけです。

松原 まがりなりにも乳児院が行なっている手厚い対応も難しくなる。児童養護施設にも通じることですが、子ども1人あたりの職員配置基準は圧倒的に貧しいと言って良いと思います。だからといって、抽象的に人を増やせと言ったところで増えるわけではないのですが。

庄司 ただ、児童養護施設でも虐待のケースが増えてきています。6歳以上は1対6だけれど、勤務体制を考慮にいれば実際には1対10とかになります。そうだと、愛着形成の問題とか問題行動への対応に足りるのかということになります。児童相談所は既にパンク状態であるといえるでしょう。私はこの機会に抜本的に直さないと、十分な処遇ができないと思います。

松原 人数が増えるとローテーションばかりが細かくなって愛着関係が作れないから、施設小規模化をするのが良いという意見もある。

庄司 大切なことは、誰かが世話していれば良いということではなく、乳幼児の場合は特定の人との関係が大事なので、職員全体が増えても子どもにとってのメリットが得られないということもあります。都立母子保健院は一番保育単位が大きくて、子ども(25人)は16人の大人と付く合わなくてはならない。同じ1対1.7であっても、17人のグループであれば10人の大人と付き合わなくてはならないが、8人くらいにすれば5人の大人と付き合うことですむことになります。そうしたことを考えると、小規模化は当然目指すべき方向ということになる。ただ、先程言ったように、職員が少なくなると職員の勤務条件は厳しくなるように思います。

松原 バックアップの職員を用意して特定の休みの時にはバックアップ要員が入るという考え方とか、変形労働制を柔軟に考えた方が良いとかといった議論がある。人が増えていくなかで、一方で個別の関係をいかに維持していくかは車の両輪ともいえる。個別の愛着関係を保障していくなかで、労働条件をどうクリアしていくかについてはどう考えられますか。

庄司 個別の人間関係は大事だといっても、人が増えれば職員全体が仕事をしやすくなるとか、食事の時に1対1で食べられるとか、特定の人からではないにしろ子どもは刺激を受けられるとか、大きなメリットもあります。だから、まず職員が増えることは正しい方向だと思います。その後で、個別の関係が維持・発展できるか、それをどうしたらいいのかでしょう。いまの職員配置基準ではそれは難しいような気がします。

松原 乳幼児ホーム構想に話を戻しますが、今回の法改正では実らなかった。どこの時点を見据えるのかという点はあるにしろ、もう一度見直して新たにするという可能性はあるのでしょうか。

庄司 私自身は、基本はそれほど変わらないと思います。ただ、4歳までにするのか、6

歳までにするのか、というような現実的な見極めは必要と考えます。

松原 児童養護施設にも年少児専門の児童養護施設がいくつかある。乳児院がその前にあるので、措置変更はいずれにしてもなされるので善いとも悪いともいえないが、下がくっ付いていれば就学年限までということも考えられますか。

庄司 ただ、どこまでいってもキリがないですね。幼児施設は減っていないですか。

松原 減っていますね。かつて 80 年代に定員が埋まらない時期があったので、その時期に減ってきています。

庄司 それから、児童福祉司の社会診断能力というか処遇方針を適切に見極められるかということも関係してきます。

4. 乳幼児の社会的養護についてのご意見

松原 4 番目にいくのですが、社会的養護で児童相談所が親子分離をして措置に至るというプロセスがあるのですが、乳児院側にすると、児童相談所が送ってくる情報が不足していて、子どもが入ってきて、改めてこんな子どもだった、こんな養育者だったということが分かることがある。乳児院が受け取るプロセスのところに社会的養護の問題があるのではないかという声も聞かれます。この点についてはどう考えられますか。

庄司 措置する段階では児童相談所も把握しきれないのではないかと。緊急に措置しなければいけないという事情もあるのではないかと。地域によっては児童福祉司の専門性が問われるところもあるのですが・・。

松原 措置と同時に、利用的な入所も乳児院には期待されています。機能というか、求められる実践の多様性が一方であります。子育て支援を含めて、社会的養護の一環として色々なものが将来的には乳児院にくつついても良いと思われませんか。

庄司 基本的に子育て支援機能は持つべきだと考えます。私は、ずっと先は、むしろ子育て支援機能が中心で、その一部に入所機能があるというようになるのがよいと考えています。入所機能はなくせないが、そのくらいの比重でも良いのではないのでしょうか。

松原 そうすると、児童養護施設が約 500 施設、乳児院が約 100 施設というのは、社会資源としては足りないですね。

庄司 現状では考えられないので、将来は、施設があつてその周りにグループホームがあるとか、里親を抱えているとかというふうにならないとそこまではいけないでしょう。

松原 その中にたまたま乳児が入所できる施設があるといった感じでしょうか。

庄司 そうですね。ただ、まだ先の先って感じかな。

松原 いま乳児院の社会的養護の点でよく聞くことで、親自身が非常に難しくなっていることがある。ファミリー・ソーシャルワーカー（家庭復帰支援専門員）の配置があつたにせよ、養育者との関係づくりや家庭復帰が難しくなっていると聞きます。この点についてはどうですか。

庄司 乳児院にいる子どものほとんどが親がいるという状況です。その意味で、戦後から昭和 30 年代くらいまでの親のいない子どもとの対応とは違ってきています。乳児院は早期の家庭復帰を言っていますが、一方で家族のもとに帰れない子どもについてはパーマネンシーをいかに保障していくかということになります。

松原 神奈川県内の施設長とのディスカッションの中で、手元に引き取っては育てられないけど、施設という一定の距離を置いた上では、適宜面会とか帰省とか外泊をすることで築く親子関係のあり方もいまの時代にはあるのかもしれないという意見もありました。その一方で、勝手に面会に来たりとか、職員に対する恫喝、暴力を含めてたいへんな親もいるという意見もありました。

庄司 きれいごとではなく、現実にはふまえてはならないでしょう。

松原 ファミリー・ソーシャルワーカーについてはどう評価されますか。

庄司 画期的だと思います。非常勤であっても、専門職ですから。望むらくは常勤として配置することです。

松原 乳児院を卒園してからも、同一敷地内に児童養護施設があるとよく遊びに来ているなど話も聞くので良い関係が作れているのではないかなと思います。ヒアリングの印象では、病院型の施設では病気のせいもあるかもしれないけど、生活としての広がりを持ちにくいような感じがする。個々の施設によって子どもの「表情」が違うようにも感じます。この点はどうでしょうか。

庄司 人見知りなどはどの施設の子どもでも見られると思います。施設の子どもを見ると、かつてのホスピタリズム研究からそうでしたが、その子どもに現われる問題がすべて施設環境のせいになったりします。しかし、入所前の養育環境も考慮されなければいけないのです。

松原 ホスピタリズムは 1950 年代・60 年代に児童養護施設中心に論争があったのだが(文章になったものは意外と少ない)、論争としてきちんと決着がついたと必ずしも読み切れない部分がある。乳児院としてはどのような決着の付け方をしているのですか。

庄司 乳児院では、基本的に昭和 50 年代には一般に言われるホスピタリズムは解消したと考えます。

松原 研究レベルはどうでしょうか。

庄司 日本のまずい所は、行政のみならず研究者も縦割りという点です。ホスピタリズムはどちらかというと小児精神医学の分野で研究されてきました。十分な資料とはいえないにしろ、時期ごとに子ども発達状況についての資料があります。

松原 そうした中で 50 年代に解決されたことは追証されてきていると考えていいでしょうか。

庄司 金子龍太郎氏の広島乳児院における研究では、施設の子どもの方が、人見知り、後追い、言語発達(最初の言葉が出る時期、2 語文を話す時期)が平均的な家庭の子どもよりも早いという結果が得られています。ただ、施設の子どもの方が精神面での発達が良好であるというデータは現在のところそれしかありません。子どもは環境に敏感に反応します。私自身は、平成の始め頃より労働時間短縮が始まって職員数が実質的に減ったら、子ども達の表情が乏しくなってきたと感じています。

松原 それは先程言った職員数を増やすということと、職員を増やしてもローテーションを多様化しないで一人あたりの密着度合いを高めるかということに関わってきますね。

庄司 それから、何をもってホスピタリズムというかということも大事です。戦前は死亡率が使われていたし、戦後は発達の指標です。今日では知能検査や発達検査をしても、そ

んなに差はないと思います。それよりも、もっと微妙な、生活経験の豊かさ、特定の人とのより親密な関係のような、通常の検査では調べにくい部分を考えていかななくてはならないでしょう。

松原 その点で、日本では実現しにくいですが里親には労基法に縛られずに愛着関係などを築ける可能性があると思います。養育里親の位置づけはどう考えますか。

庄司 養育里親は大事です。ただ、日本では発展するのは難しいと思います。昭和 30 年代がピークでしたが、当時の里親と今日の里親が同質なのかどうか検証しなくてはなりません。当時は 20,000 人いたのが、現在では約 8,000 人です。私たちが行なった調査では、これからも子どもを預かってもいいと考えているのは約半分、実質 4,000 人くらいです。そのうちの 4 分の 3 は養子縁組里親でしょう。つまり、養育里親では 1,000 人くらいしかいません。要保護児童は 30,000 人程度います。里親になろうという人は母集団（一般人口）の中の一定の割合という面が大きいと思います。外国では、女性の就労・社会進出の増加、シングル・ペアレントの増加によって、今後は里親のリクルートが難しくなるだろうと言われています。日本でも同じことが当てはまるのではないのでしょうか。だから、里親は元々少ないので、児童相談所が努力してもそんなには増えないのではないのでしょうか。

松原 限られて資源の中で、アメリカのように虐待対応をきちんとやるような里親の訓練を導入するのは難しいのでしょうか。

庄司 里親の会などに参加すると、里親も変ってきていると感じます。比較的若い里親はもっと勉強なくてはいけないと考えています。里親会自体は、里親としてかなり経験を積んだ人が役員になることが多いので、若い里親と、子どもを育て上げた役員とのギャップもあります。これからの里親に期待できる部分はあります。ただ、数は少ないのですが…。

松原 大多数は養子縁組が希望だが、これを里親に含めていいかはおいておくにしても、養子縁組をすることもパーマネンシーの保障の 1 つといえます。養子縁組についてはある程度の供給はあると思います。養子縁組についてはどのように考えますか。

庄司 90 年代の欧米の里親研究の動向を見てみると、もともと養子制度は親となる人のためであったが、最近は児童福祉ないし児童処遇の一環として捉えるようになってきているとする論文もあります。確かにパーマネンシーという点からすれば子どものための制度としても考えられます、どうなのでしょう。

松原 養子縁組は社会的養護からは離れる施策になってしまいますが。また、養子縁組ができてしまうと里親会から離れてしまう傾向も強いですね。

庄司 のこっていても実質的にアクティブではなくなってしまう。そうかといって、養子縁組を除いてしまうと、数的に里親会が成り立たなくなってしまうように思います。

松原 養育里親はかなり年長児でも受けてくれているようだが、養子縁組の場合はどうしても低年齢になってしまう。その辺からも、養子縁組を社会的養護に含めていいのかということがいえる。

庄司 可能ならば里親と養子縁組をすっきり分けた方が良いでしょうが、そうすると里親が無くなってしまう不安も感じます。

松原 里親のサポートが話題になることがあって、東京都の場合は、養育家庭センターがリクルートも含めてやっていますし、二葉乳児院も乳児院としてやっている。養育里親の

サポートを乳児院がやるべきと考えるのが良いのでしょうか、それとも児童相談所等他の機関がすべきなのでしょう。

庄司 法律など制度の上でまず整理することが必要でしょうが、乳幼児ホームで里親の開拓、指導を行なえるようにしたいですね。里親の供給源としては、施設を退職した保育士や看護婦を活用できないかなと考えます。

松原 里親手当を引き上げれば職業的な里親がもっと増えるのではないかと、大阪の家庭養護促進協会の人などは話されるのですが、どうでしょうか。

庄司 どうでしょうか。いくらくらいが良いのか。もちろん引き上げるに越したことはないのですが、単に金額のことだけ言うと、他の国に比べて遜色はないといえます。生活水準まで考慮に入れるとどうなるか分かりませんが。現在は 27,000 円の里親手当と約 46,000 円の生活費なので、約 73,000 円となります。カナダの場合は年長児ほど金額が上がる仕組みになっていますが、日本の場合は乳児加算が少しだけあります。乳児加算はいらないので、年長児ほど高くした方が良いのではないのでしょうか。

松原 乳児院の人件費と比べると、養育里親の方が圧倒的に安いわけで、「里親を増やすことは安上がり福祉だ」という過激な意見も出てきます。

庄司 職業里親なのか専門里親なのか考えなくてなりませんが、専門里親とすると、そんなに差はなくなります。アメリカではキンシップ・ケア、キンシップ・フォスター・ファミリーは一般の家庭よりも安いみたいです。キンシップの方が良いという話も聞きます。それはキンシップの方が、1 つにはパーマネンシーが保たれる、また 1 つには安いからだということです。

松原 日本の場合には、里親も社会的な養育という観点から見れば数に限りがある。はじめの話に戻りますが、乳児院という児童福祉施設の形態は、年齢枠をどうするかという問題はあるにせよ、いまの日本社会の一定の意義があると考えて良いわけですね。それは 1 つには、新生児期の対応や病児などに対する社会的養護にとって意味があるといえる。そうしたことを考えると、乳児院、乳幼児ホームは数的にもっと増えても良いのか、それとも現状程度で良いものなのでしょう。

庄司 乳児院で何をするかを考えなくてはならないでしょう。子育て支援をするならば、もっと増える必要があるでしょうし、いまのかたちを考えるならば、定員は見合っているのではないかと。ただ、地域的な偏りもあるので、地域にバランス良く配置されている方が良いということはありません。トータル的には、現在よりも何倍も必要ということではないでしょう。

松原 社会福祉基礎構造改革の流れの中で、地方への権限委譲と措置制度をどうするかという 2 つの論点がある。措置制度そのものは維持するにしても、市町村単位に権限を降ろしていくという構想も地方分権のなかでは有り得ると思います。児童相談所は都道府県単位ですが、乳児院への入所に関して市町村に権限委譲するということについてはいかがですか。

庄司 例えば母子生活支援施設をみると、設置している市と設置していない市の入所状況は異なっています。広域措置も現実にはなかなか出来ないとなると、当面は現在のままの方が良いと考えます。

松原 今回、措置制度は継続することになりましたが、児童養護などでは措置で良かった

のかという声も聞かれます。乳児院はどうですか。

庄司 乳児院はおそらくそのような意見はないと思います。措置が基本であるという考えだと思います。

松原 措置プラス利用契約があっても良いといことでしょうか。

庄司 そうですね。実際に子どもは何も言えないわけですし、20～25%は虐待を受けた子どもと考えられるので、措置の部分は削れないでしょう。

松原 広域の措置をした場合、1県1乳児院ないし2乳児院なんてざらにありますが、親の面会も物理的にはままならないということもありますね。これは、それこそランチでも作らないと解決は難しいですか。

庄司 そうですが、あまり小さなものが点在したとするならば、実際には職員の勤務が難しくなってしまう。それから、施設の良い点の1つは専門職員がいるということなので、ある程度大きい方が専門職員は配置しやすくなるのです。

松原 専門職員は保育士、看護婦、すぐ来てくれる嘱託医、ファミリー・ソーシャルワーカーがいますが、その他に乳児院が必要とする専門職種はありますか。

庄司 心理職ですね。それから、保育士も施設保育士は4年制教育にしてもらいたい。いまの短大・専門学校卒業の保育士は保育所保育士という感じで、医療や福祉の場の保育士には4年制教育が必要なのではないかと考えます。

松原 いまの保育士の養成課程では足りない部分が相当あるということでしょうか。

庄司 ソーシャルワークやカウンセリングの知識、障害児や虐待を受けた子どもへの理解などが必要となるでしょう。

松原 施設長の資格要件などはどうですか。

庄司 他の施設などとの横並びで専門職化していけば良いと思います。乳児院独自である必要はないでしょう。

松原 民間諸団体やNPOと乳児院の連携、協働についてはいかがですか。

庄司 ボランティアの活用などが考えられます。ボランティアについては施設によって差があります。決まった曜日に同じボランティアがやって来て、1対1で食事をやっている所もあります。いままでの施設の問題として閉鎖性があるので、地域の人が入ってくれば良い効果があると思います。

松原 そのことに関連して、苦情処理、自己評価、第三者評価が乳児院にも必要になってくるでしょうか。

庄司 そうですね。施設は知られていないので、一般に広く乳児院を周知していくことが必要です。それとともに、外部の人で乳児院のことをよく知る人がいることも大事です。

松原 第三者評価委員会などで外部の人に積極的に参加してもらうことが必要となってくるのですね。

私の方で考えていたことはだいたい網羅して聞けたと思います。何か言い残したことはありますか。

庄司 パーマネンシーとは生活の場なのか、センス・オブ・パーマネンシーが大事なのか、住む場所が変わってもパーマネンシー感というのは持てるのかもしれませんが。そのようなことを含めて、パーマネンシーの理論化が必要とされていると思います。

松原 子どものアドボケートを考えても、乳幼児は自ら言うことはできない。パーソナリティ形成的な意味でのパーマネンシーについては良く分からないが、先生がおっしゃるようにパーマネンシーをどう捉えるかすごく重要です。パーマネンシーは社会的な意味合いを持つ言葉だと思うので、アタッチメントのような心理学的な言葉ともまた違うのではないかと思います。

庄司 でも、海外のソーシャルワーカーはアタッチメントとかよく言いますよね。

松原 そうですね。海外のソーシャルワーカーは心理学や精神医学の強いところで養成されてきますから。

庄司 社会的養護について乳児院に関しては日本小児精神神経医学会などで発表されてきました。でも、里親についての研究は全然ない。児童養護に関する研究は児童福祉の領域ではあるが、やはりその他の学会ではほとんどない。要保護児童は、ケアに入るまでの身体の状態などわからないことが多いので、小児科学的にも精神医学的にも重要だと思います。それでも小児科医も精神科医もこの領域について何ら研究しないし、児童福祉の専門家も領域外に発表しない。この点は変えるべきだと思います。

松原 日本小児精神神経医学会は社会福祉の研究者は少ないのですか。

庄司 少ないです。小児科医が多く、心理、教育関係者はいますが。

松原 それは先程おっしゃっていた研究者の縦割りの問題ということですね。

庄司 来年6月に学会を開きますが、「子ども虐待の臨床」を特集テーマにして、「里親養育の現状と課題」について講演する予定です。

それから、里親についてですが、夫婦とりわけ妻がみるわけですが、レスパイトとか研修といった支援がほとんどありません。里親になれそうな人も自分の親の介護などに直面するので、容易に子どもをあずかれる状況でなかったりするので。

松原 長期の養育里親と養子縁組はまた別の課題であったりします。

庄司 日本の場合は、里親の数は少ないにしてもアメリカのように里親家庭を転々とすることは少ないですね。長期養護にまゆをひそめる人はいるけど、意外と良いのではとも思います。

松原 ありがとうございました。

☆ 話をうかがった人 瀧口桂子（東海大学教授）

☆ インタビュアー 松原康雄（明治学院大学教授）

1. 児童養護施設の社会的な位置づけについて

松原 日本の場合は、児童養護施設あるいは乳児院というかたちで、施設が中心となって社会的養護をしていますが、欧米のようにフォスター・ファミリーが中心ではない体制で推移をしていますが、児童養護施設が、日本でどのような社会的な位置にあるのか、このことについて少しお考えをお話し下さい。

瀧口 はい、児童擁護に関して、施設養護と里親養護、これはもうふたつともたいへん重要な役割を担っているものだと思います。ですけれども、現在の日本の状況を考えると、乳児院・児童養護施設という養護系の施設は、児童福祉あるいは児童家庭福祉の基幹となる施設であるとわたしは考えます。里親もちろん大事で、これから伸ばしていかなければならないと思いますけれども、それはすぐにできるものでもありません。あるいは里親が増えてきて、養育能力が少しずつついてきたとしても、子どもと家庭の問題はますます難しくなっているのです、必ずしも里親家庭での養育だけで必要な社会的養護ができるかといえ、それはとても無理だと思います。もちろん、今の施設（のあり方）を前提とするわけではなく、もっと改善していくことを前提としたうえで、施設はやはり基本的な社会資源、あるいは児童福祉施設の中でも重要な位置づけとなると考えます。

松原 いまのご意見のなかで、そのままでいいわけではない、改善しなければいけないところがあるんだというお話でしたけれども、その点について具体的に、改善のポイントあるいは課題について何点かあげてもらえますか？

瀧口 施設が基本的な児童福祉施設であって、社会に欠くべからざるものであるといった意味合いについてなんですけれども、今の社会状況、家庭状況のなかで、子どもは相当に傷ついて施設に送られてきます。そうすると施設はどうしなければいけないかという、まず子どもの命をきちっと守って、そしていろいろと傷つき奪われてきたものを癒やし、補い、それから補うだけでなく、そのものを乗り越えていけるだけの十分な力をつけていく、そういう力量のある施設でなければいけないということですね。今の施設は、家庭での養育がだめだから、最後の手段としてやむをえず子どもが送られてきます。しかしながら施設は、施設によっていろいろな形態・状況があるけれども、子どもが安心して生活できる環境とは言い難く、ひとりひとりの子どもの状況を十分に受けとめ、ケアをできるような体制になっていません。まず規模の問題、それから、語弊があるかもしれませんが、資格の問題も含めた職員の質と量の問題、そして、親のいない子どもがほとんどいなくなっている今の状況では、児童相談所とどう役割分担をするか、ということも考えていかなければならないと思います。現に子どもをみている施設が、一番家庭と密着しなければいけないし、親も職員を信頼でき、職員も親を支えていけるという関係になっていかなければいけない。とすると、子どもだけではなくて、親、家族をみていく体制が（現状では）できていないので、

そこを改めていかなければならないと思います。あとは、少舎制や大舎制、今度新しくできた地域小規模養護施設、あるいは本体施設との関係がなくても独立したグループホーム的なものとか、色々なことを検討していく必要がある。施設の形態から養護の中身、そして子どもだけでなく親あるいは地域とどう結びつくか、そのようなことがみんないい方向に変えられていかないと、施設は行き場のなくなった子どもをやむをえずひきうけて、最低限のことしか果たせないという状況は変わっていかないと

松原 そうすると、児童養護施設の社会的な役割というのは大きいだろうけれども、現状を考えるとその役割を果たしきれていないのではないかと？

瀧口 「果たしきれていない」というと酷かもしれません。現状のなかでぎりぎり一杯に頑張っていると思います。けれども、それでよしとすべきことではないということですね。だからもっと積極的に変えていく方向にもっていくということが大事だと思うんです。

松原 施設個別の責任に求めるというよりは、児童養護施設をつくっている社会的な枠組み、制度そのものの不完全さ、みたいなものがまずあって、その制度を変えていくなかで、例えば地域に根ざした施設のあり様などもあらためていかなければいけない、そういうことですか？

瀧口 そうですね。それから施設にあずけたくないという、住民意識というのでしょうか、やっぱり施設に入れるのはかわいそうというような、歴史的に背負ったステイグマみたいなものが現在においてもあるように思います。権利権利と、言葉ではいわれても、困ったときにちょっと施設を利用する、あるいはいいかたちで社会資源として利用することに対する引け目を、利用する人も持っているし、周りの人たちも、施設というのはかわいそうなところというような意識が変わっていない。人々の意識も変わっていかないと、制度だけ変わってもね…。まあ制度が変われば少しはよくなっていくでしょうけれども、あわせてやっていかないといけないかなと思います。

松原 改善をすべき点の３点目だったと思うんですけど、子どもだけでなく家族もみなければいけないというお話のなかで、いわれるところのファミリー・ソーシャルワークみたいなものを児相との連携でやっていくということだと思うんですが。児童養護施設というのは全国に五百数十ヶ所あって、必ずしも地域的に適正に配置されているわけではありませんし、都道府県単位の措置になりますから、親が尋ねていくなり職員が訪問するなりで、半日単位、場合によっては一泊しなければだめだというようなことがあると思うんです。そういった現状のなかで、ファミリー・ソーシャルワークはもちろん私も大切だと思うんですが、なかなか果たしきれないという思いも施設側にもおありになると思うんですけど。この辺はやっぱりシステムが変わらないと難しいのでしょうか。

瀧口 そうですね。システムが変わらないと難しいという面と、どう根づいていくかこれから期待するところですけど、例えば地域小規模養護施設みたいなものが適性に配置されてくれば、その辺はだいぶいいのではないかと。ただ、その小規模施設にワーカーを配置する必要はないですね。そうすると、制度とも絡んできますけれども、

まあ制度とまでいかななくても、いまは本体施設といっているものの機能そのものをももう少し整理して、いわゆるセンター的な機能をはたす部門をおく。そして、そのうえで実際にこどもをケアすることに関わる地域小規模施設やグループホームを外部におき、地域に適正に配置していく。その本体施設のセンター機能的な部分にワーカーにおいて、そこで家庭支援、親の方の支援をやるというようになれば、少しは、機能するのではないか、と思いますね。そこで、措置の問題、措置制度か利用契約なのかという問題とも関わってくるんですけど、児相とどう役割分担していくか。児相も、都道府県から市に下ろそうという話しも出たり消えたりという状況ですので、どうなるかわかりませんが、措置は児童相談所が行う。そして、本体施設をセンター化して、そこに有能なワーカーにおいてファミリーソーシャルワークをきめ細かに実践して、生活部門の方を適正配置していくというのがいいかなという感じがしていますね。

松原 家族との関わりについてですが、統計数値的には児童養護施設の入所年限は5、6年というところで収まるんですけども、これは平均値ですから、むしろ短期で利用が終わるこども以外は、現状では高校卒業まで施設で生活をし続けることになります。これは一方で、施設と養育者だけでなく子どもと養育者との関係もありますので一まあ日本の場合は措置と契約の問題もあるのかもしれませんが、例えば一年とか何日というように契約的に期限を切っていないので、18歳、場合によっては20歳まで施設で生活をするという状況があると思うんですけども、この辺についてはどのようにお考えですか？

瀧口 やっぱそれは入所に至るまでのプロセスで、親とどれだけきちっとした話し合いができているか、それから援助計画ができていくか、それに基づいてどれだけ親との関わりを（やりっぱなしではなく）やってきたかということに大きく関わってくると思うんですね。結果的にどうしても18歳、必要に応じては20歳までの養護が不可欠だという場合には、ある程度やむを得ないのではないかと思います。ただ最初に入れて、結局家庭に返せなかったから最終的に18、20歳になってしまったというのと、きちっとしたプロセスを踏んでいくのとでは、子どもも親もその関係性において違うし、職員の関わり方も違ってくると思います。ただ、乳児院から児童養護施設へと、施設での生活しか体験していないというのは本当に問題だと思います。里親の積極的利用をすすめたいですね。一年一年の契約ですか？その効果は具体的には何となくよくわかりません。施設と保護者と協働で子どもを育てるということを明確にするためには良いかもしれませんが。

松原 むしろその援助計画を立てていく中で、プロセスを大切にするという…

瀧口 そこで、計画をちゃんと評価して、今どうなんだろうかということを見直したときに再契約（継続養護）をすることがいいということであれば、それはひとつの方法かもしれないですけども。

松原 そのところで、厚生労働省のいう自立支援計画というものが、児童養護施設のなかで、実際に個々の児童に対して立てられ活用されていく展望については、先生はどうお考えですか？

瀧口 必要性は本当に高いと思うんですけども、現在の状況の中でそれが順調に進